社会福祉法人無量壽会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人無量壽会の理事、監事及び評議員の報酬について、 必要な事項を定める。

(理事及び監事の報酬等)

- 第2条 理事の報酬は無報酬とする。監事は内部監査業務に従事する場合、1日当たり 1.0,000円(源泉徴収前の金額)を報酬とする。
 - 2 監事への報酬の支給方法は、内部監査出席時の都度、現金で支給する。
 - 3 理事及び監事には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

(評議員の報酬等)

- 第3条 評議員の報酬は無報酬とする。
 - 2 評議員には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

- この規程は、平成30年 6月14日から施行する。
- この規程は、2021年12月 1日から施行する。